

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経統計面未策定減算	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算												
訪問介護又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+60単位(195単位を限度)	×200/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者等により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位												
		(2) 20分以上30分未満																							
		(3) 30分以上1時間未満																							
		(4) 1時間以上																							
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満																							
		(2) 45分以上																							
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																								
	ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																								
	ホ 生活機能向上連携加算													(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)										
														(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)										
ヘ 口腔連携強化加算														(1回につき +50単位(1月に1回を限度))											
ト 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)																						
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)																						
チ 介護職員等処遇改善加算		(Ⅰ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×245/1000)																						
		(Ⅱ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×224/1000)																						
		(Ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×182/1000)																						
		(Ⅳ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×145/1000)																						
		介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅰ)											(1月につき +所定単位数×221/1000)											
			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅱ)											(1月につき +所定単位数×208/1000)											
			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅲ)											(1月につき +所定単位数×200/1000)											
			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅳ)											(1月につき +所定単位数×187/1000)											
			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅴ)											(1月につき +所定単位数×184/1000)											
			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅵ)											(1月につき +所定単位数×163/1000)											
			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅶ)											(1月につき +所定単位数×163/1000)											
			(Ⅷ) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅷ)											(1月につき +所定単位数×158/1000)											
			(Ⅸ) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅸ)											(1月につき +所定単位数×142/1000)											
			(Ⅹ) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅹ)											(1月につき +所定単位数×139/1000)											
		(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅺ)	(1月につき +所定単位数×121/1000)																						
		(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅻ)	(1月につき +所定単位数×118/1000)																						
		(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅼ)	(1月につき +所定単位数×100/1000)																						
		(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅽ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(Ⅾ) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅾ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(Ⅿ) 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅿ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅰ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅰ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅱ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅱ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅲ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅳ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅳ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅴ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅴ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅵ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅵ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅶ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅶ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅷ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅷ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅸ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅸ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅹ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅹ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅺ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅺ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅽ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅽ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅾ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅾ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
		(ⅿ) 介護職員等処遇改善加算(V)(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×76/1000)																						
														注 所定単位数は、イからイまでにより算定した単位数の合計											
		※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目																							
		※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入																							
		※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。																							
		※ 業務経統計面未策定減算については令和7年4月1日から適用する。																							
		※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。																							

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100				

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)
ヘ	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)
ヘ	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×89/1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)
ヘ	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)
ヘ	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)
ヘ	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)
ヘ	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)
ヘ	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)
ヘ	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)

注：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」と「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位⇒

所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位⇒

所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇/100⇒

所定単位数 × 〇〇/100

+〇〇/100⇒

所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

-〇〇/100⇒

所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

[illegible]

※ 1月以内の2回以上利用した場合は、1回あたりの利用料を20.1円にサービスを行う場合に適用する場合は、支給額基準額の算定の後、当該減額率の率に算定額を乗算した額を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注										
			全額支費禁止 設備費等加算	施設設備費等 加算	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	特別地域訪問リ ハビリテーション加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	短期集中リハビ リテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	認知症対応型集中 リハビリテーション実 施加算										
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	=1/100	=1/100	事業所と同一建物の の利用者又はこれ 以外の同一建物の の利用者20人以上に サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者50人以上 にサービスを行う 場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマ ネジメント加算(4) 1月につき +180単位 リハビリテーションマ ネジメント加算(5) 1月につき +213単位	事業所の医師が認 定する文化その施設 に対して説明、研 究会等の開催等実施 の場合 1月につき +270単位 認知症対応型集中 リハビリテーション 加算(6) 1月につき +270単位										
	介護老人保健施設の場合																				
	介護医療院の場合																				
ロ 施設職員加算												260単位を加算									
ハ 移行支援加算												(1日につき 17単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算												(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			(1回につき +6単位) (1回につき +3単位)						
：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入																					
※ 施設設備費等加算については当該施設が当該施設に設置している設備等を利用している場合は、当該施設に設置している設備等を利用している場合の加算率を適用する。																					

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (515単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (548単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理科 又は特定施設入居者等 総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (267単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位)	+100単位	特別地域訪問ハ ビリテーション加算 計加算	+250単位	在宅中心移動支援 加算 +150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (517単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (580単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (545単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (544単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (526単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心移動支援等及びがん不全や経済不全で療養は困難と判断する患者については、週2回かつ月9回算定できる。
※ 一について、社会的な支援管理を行っている施設が、当該利用者の長寿介護計画により、特別に個別の在宅管理を行う必要がある物の特別の取組を行った場合は、当該指費の日から30日間(隔って、5日)に2回を限度として算定できる。
※ 二について、がん末期の患者については、月5回を限度として算定できる。

6 通所介護費

基本部分		利用者 の 数 が 利 用 を 費 を 超 え る 場 合	看護・介護 職員の 員数が基準に 満たない場合	高齢者 虐待防止 措置実施 減算	乗務継続 計画未実 施減算	2時間以上 3時間未 満の通所 介護を行う 場合	8時間以上 9時間未 満の通所 介護の前後 の前後の日 の夜間の世 話をしている 場合	感染症又は 災害の理由 とする利用 者数の減少 が一定以上 生じている 場合	共生型通 所介護を行 う場合	生活相談 員配置等 加算	中山間地 域等に居 住する者 へのサー ビス提供 加算	入浴介助 加算（Ⅰ）	入浴介助 加算（Ⅱ）	中重度者 ケア体制 加算	生活機能 向上連携 加算（Ⅰ）	生活機能 向上連携 加算（Ⅱ）	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）イ	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）ロ	個別機能 訓練加算 （Ⅱ）	ADL維持 等加算 （Ⅰ）	ADL維持 等加算 （Ⅱ）	認知症加 算	若年性認 知症利用 者受入加 算	栄養アセ スメント 加算	栄養改善 加算	口腔・栄 養スクー ニング加 算（Ⅰ）	口腔・栄 養スクー ニング加 算（Ⅱ）	口腔機能 向上加算 （Ⅰ）	口腔機能 向上加算 （Ⅱ）	科学的介 護推進体 制加算	事業所と 同一建物に 存在する者 又は同一 建物から利 用する者に 通所介護を 行う場合	事業所が 退迎を行 う場合		
イ 通常居 宅通所 介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (370 単位) 第1第2 (423 単位) 第1第3 (479 単位) 第1第4 (533 単位) 第1第5 (588 単位)																																
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (388 単位) 第1第2 (444 単位) 第1第3 (502 単位) 第1第4 (560 単位) 第1第5 (617 単位)																																
	(3) 5時間以上6時間未満	第1第1 (570 単位) 第1第2 (673 単位) 第1第3 (777 単位) 第1第4 (880 単位) 第1第5 (984 単位)																																
	(4) 6時間以上7時間未満	第1第1 (584 単位) 第1第2 (689 単位) 第1第3 (796 単位) 第1第4 (901 単位) 第1第5 (1,008 単位)																																
	(5) 7時間以上8時間未満	第1第1 (658 単位) 第1第2 (777 単位) 第1第3 (900 単位) 第1第4 (1,023 単位) 第1第5 (1,148 単位)																																
	(6) 8時間以上9時間未満	第1第1 (669 単位) 第1第2 (791 単位) 第1第3 (915 単位) 第1第4 (1,041 単位) 第1第5 (1,168 単位)																																
	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (358 単位) 第1第2 (409 単位) 第1第3 (462 単位) 第1第4 (513 単位) 第1第5 (568 単位)																																
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (376 単位) 第1第2 (430 単位) 第1第3 (486 単位) 第1第4 (541 単位) 第1第5 (597 単位)																																
	(3) 5時間以上6時間未満	第1第1 (544 単位) 第1第2 (643 単位) 第1第3 (743 単位) 第1第4 (840 単位) 第1第5 (940 単位)																																
	(4) 6時間以上7時間未満	第1第1 (564 単位) 第1第2 (667 単位) 第1第3 (770 単位) 第1第4 (871 単位) 第1第5 (974 単位)																																
ロ 大規模 型通所 介護費 （Ⅰ）	(5) 7時間以上8時間未満	第1第1 (629 単位) 第1第2 (744 単位) 第1第3 (861 単位) 第1第4 (980 単位) 第1第5 (1,097 単位)																																
	(6) 8時間以上9時間未満	第1第1 (647 単位) 第1第2 (765 単位) 第1第3 (885 単位) 第1第4 (1,007 単位) 第1第5 (1,127 単位)																																
	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (345 単位) 第1第2 (395 単位) 第1第3 (446 単位) 第1第4 (495 単位) 第1第5 (549 単位)																																
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (362 単位) 第1第2 (414 単位) 第1第3 (468 単位) 第1第4 (521 単位) 第1第5 (575 単位)																																
	(3) 5時間以上6時間未満	第1第1 (525 単位) 第1第2 (620 単位) 第1第3 (715 単位) 第1第4 (812 単位) 第1第5 (907 単位)																																
	(4) 6時間以上7時間未満	第1第1 (543 単位) 第1第2 (641 単位) 第1第3 (740 単位) 第1第4 (839																																

二 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

外 國 銀 行 外 幣 儲 蓄 存 款 類 別 及 計 算 公 式	(1) 外幣儲蓄存款利息總額 (V1)	(月利率) × 存款總數 (V2) × (2000)	註 意 事 項 ： 1、外幣存款按 1:10 的匯率折合人民幣後計算利息 2、外幣存款按 1:10 的匯率折合人民幣後計算利息總額
	(2) 外幣儲蓄存款利息總額 (V2)	(月利率) × 存款總數 (V3) × (2000)	
	(3) 外幣儲蓄存款利息總額 (V3)	(月利率) × 存款總數 (V4) × (2000)	
	(4) 外幣儲蓄存款利息總額 (V4)	(月利率) × 存款總數 (V5) × (2000)	
	(5) 外幣儲蓄存款利息總額 (V5)	(月利率) × 存款總數 (V6) × (2000)	
	(6) 外幣儲蓄存款利息總額 (V6)	(月利率) × 存款總數 (V7) × (2000)	
	(7) 外幣儲蓄存款利息總額 (V7)	(月利率) × 存款總數 (V8) × (2000)	
	(8) 外幣儲蓄存款利息總額 (V8)	(月利率) × 存款總數 (V9) × (2000)	
	(9) 外幣儲蓄存款利息總額 (V9)	(月利率) × 存款總數 (V10) × (2000)	
	(10) 外幣儲蓄存款利息總額 (V10)	(月利率) × 存款總數 (V11) × (2000)	
	(11) 外幣儲蓄存款利息總額 (V11)	(月利率) × 存款總數 (V12) × (2000)	
	(12) 外幣儲蓄存款利息總額 (V12)	(月利率) × 存款總數 (V13) × (2000)	
	(13) 外幣儲蓄存款利息總額 (V13)	(月利率) × 存款總數 (V14) × (2000)	
	(14) 外幣儲蓄存款利息總額 (V14)	(月利率) × 存款總數 (V15) × (2000)	
	(15) 外幣儲蓄存款利息總額 (V15)	(月利率) × 存款總數 (V16) × (2000)	
	(16) 外幣儲蓄存款利息總額 (V16)	(月利率) × 存款總數 (V17) × (2000)	
	(17) 外幣儲蓄存款利息總額 (V17)	(月利率) × 存款總數 (V18) × (2000)	
	(18) 外幣儲蓄存款利息總額 (V18)	(月利率) × 存款總數 (V19) × (2000)	
	(19) 外幣儲蓄存款利息總額 (V19)	(月利率) × 存款總數 (V20) × (2000)	
	(20) 外幣儲蓄存款利息總額 (V20)	(月利率) × 存款總數 (V21) × (2000)	

※ 「感染拡大は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」※2、「介護職員処遇改善加算」※3、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 口又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、口単位数を算入

※ 業務継続計画未定済事案については、感染症の予防及びまん延の防止のための臨時の整備及び非常災害に関する具体計画の策定を行っている場合には、令和3年3月31日までの間適用

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

[illegible]

8 短期入所生活介護費

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488</
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

介護 10

[illegible]

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体的苦痛止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	部下幅設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心療症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(Ⅰ) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (732 単位) 要介護2 (786 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)											
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)											
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)											
		e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)											
		f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (824 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (915 単位) 要介護4 (962 単位) 要介護5 (1,007 単位)											
	(Ⅱ) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)											
	(Ⅲ) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)											
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)											
		(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)											
		(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
		(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上5時間未満 (三) 5時間以上6時間未満	(684 単位) (948 単位) (1,316 単位)												
(4) ロ控養護強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限る))													
(5) 療養加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限る))													
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費														
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算) (1月につき 10単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 22単位を加算) (1日につき 18単位を加算) (1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 定率単位×61/10000)												
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 定率単位×47/10000)												
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 定率単位×36/10000)												
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 定率単位×29/10000)												
	a 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅰ)	(1月につき 定率単位×46/10000)												
	b 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅱ)	(1月につき 定率単位×44/10000)												
	c 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅲ)	(1月につき 定率単位×42/10000)												
	d 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅳ)	(1月につき 定率単位×40/10000)												
	e 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅴ)	(1月につき 定率単位×39/10000)												
	f 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅵ)	(1月につき 定率単位×35/10000)												
	g 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅶ)	(1月につき 定率単位×35/10000)												
	h 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅷ)	(1月につき 定率単位×35/10000)												
	i 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅸ)	(1月につき 定率単位×31/10000)												
	j 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅹ)	(1月につき 定率単位×31/10000)												
	k 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅺ)	(1月につき 定率単位×30/10000)												
	l 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅻ)	(1月につき 定率単位×24/10000)												
	m 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅼ)	(1月につき 定率単位×20/10000)												
	n 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅽ)	(1月につき 定率単位×15/10000)												
	※ 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅾ)	(1月につき 定率単位×15/10000)												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※ 身体的苦痛止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[illegible]

※ 原簿価	原価額1	18,315千円
	原価額2	18,315千円
	原価額3	23,430千円
	原価額4	27,615千円
	原価額5	24,510千円

※ 経理システム導入による発生方法の異なる「原簿価」を算出しているため、原簿価の合計が276,150千円と101,500千円と異なる場合があります。

※ 経理システム更新前については、経理システムの2/25日以前に2/25日以前までの土地の取得及び取得費の発生を最終計算の期定を行っている場合は、電帳2月25日1日までの期間適用しない。

[illegible]

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特養寝台、特養寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動移送処置装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

※ 高齢者虐待防止措置費未実施減算については令和9年4月1日から適用する。
※ 療養費統計面未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注	注									
				高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算							
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	－1／100	－1／100	×95／100	(運営基準減算の場合) ×50／100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき －200単位							
			要介護3・4・5 (1,411単位)															
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (544単位)															
			要介護3・4・5 (704単位)															
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (326単位)															
			要介護3・4・5 (422単位)															
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)					+15／100	+10／100									
			要介護3・4・5 (1,411単位)															
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (527単位)															
			要介護3・4・5 (683単位)															
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (316単位)															
			要介護3・4・5 (410単位)															
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)																		
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +519単位)																	
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +421単位)																	
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +323単位)																	
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)																	
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)																		
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +250単位)																	
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																	
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)																	
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)																	
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)																	
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)																	
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)																	
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)																		
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)																		
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)																	

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

進 外泊時間	入居者が病院又は診療所への入居及び退去の場合及び入居者に対して搬送における外泊を認められる場合、1月に6日を上限として所定定員数に代えて1日に2名24名単位を算定	
進 外国滞在サービス利用費用	1.所費の半額で搬送における外泊を認め、当該入居者が介護老人福祉施設に1週間ある程度サービスを利用した場合、1月に6日を上限として所定定員数に代えて1日に2名24名単位を算定	
ハ 初期加算	(1)月ににつき 30単位を加算	
ニ 退所待米費増徴連絡加算	(1)月ににつき1単位を限度として、70単位を加算	退所待米費の請求を認めない場合は、算定しない。
ホ 再入所待米費加算	(入居者1人につき1単位を限度として200単位を加算)	退所待米費の請求を認めない場合は、算定しない。
ヘ 再入所待米費増徴加算	(1) 退所前待米費増徴加算 (入居者1人につき2単位を限度とし、450単位を算定) (2) 退所後待米費増徴加算 (退所後1単位を限度とし、450単位を算定)	
ヘ 退所待米費増徴加算	(1) 退所前待米費増徴加算 (入居者1人につき1単位を限度として、400単位を算定) (2) 退所後待米費増徴加算 (入居者1人につき1単位を限度として、500単位を算定) (3) 退所待米費増徴加算 (入居者1人につき1単位を限度として、500単位を算定) (4) 退所待米費増徴加算 (入居者1人につき1単位を限度として、500単位を算定)	入居者又はその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ待米所及び入居介護支援センターに対して必要な情報提供を行った場合 退所介護支援費業者と退所前との連携、情報提供サービスに関するを行った場合 退所費が滞り、退所費滞りに関する場合において、当該退所費滞りにおいて、当該入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活状態等の情報を提供した上で、当該入居者の移りを行った場合
ト 協力医療機関連絡加算	(1) 施設・医療機関との連携を等価視し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	令和7年3月31日までの間は100単位を算定
チ 栄養マネジメント強化加算	(1)月ににつき 11単位を加算	退所待米費の請求を認めない場合は、算定しない。
リ 居宅移行加算	(1)月ににつき 28単位を加算	退所待米費の請求を認めない場合は、算定しない。
ニ 居宅移行加算	(1) 居宅移行加算(Ⅰ) (1)月ににつき 400単位を加算) (2) 居宅移行加算(Ⅱ) (1)月ににつき 100単位を加算)	退所待米費の請求を認めない場合は又はは移り加算を算定している場合は、算定しない。 居宅移行加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
ル 介護生活管理加算	(1) 介護生活管理加算(Ⅰ) (1)月ににつき 90単位を加算) (2) 介護生活管理加算(Ⅱ) (1)月ににつき 110単位を加算)	施設医師の指示を受けた専科看護師が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合

7 特別加算		(1)につき 2 単位を加算 (1日に2回以上勤務)	
7-1 特別優待規定加算		(1)につき 3 単位を加算	
8 配属職員等特別加算	(1) 配属職員の勤務時間外の場合		
	(1)につき 2 単位を加算		
	(2) 早退・夜休の場合		
	(1)につき 2 単位を加算		
		(3) 深夜の場合	
		(1)につき 1.200単位を加算	
9 特別加算	(1) 警務特別加算 (1)	(1) 死亡前被疑行状以上45日以下	
		(1)につき 2 単位を加算	
		(2) 死亡前被疑4日以上20日以下	
		(1)につき 1.4 単位を加算	
		(3) 死亡前被疑2日以上10日以下	
		(1)につき 0.8 単位を加算	
		(4) 死亡前	
		(1)につき 1.280 単位を加算	
	(2) 警務特別加算 (2)	(1) 死亡前被疑行状以上45日以下	
		(1)につき 2 単位を加算	
		(2) 死亡前被疑4日以上45日以下	
		(1)につき 1.4 単位を加算	
		(3) 死亡前被疑2日以上28日以下	
		(1)につき 0.7 単位を加算	
		(4) 死亡前	
		(1)につき 1.5 単位を加算	

在宅介護支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)
在宅型入居型五利用加算	(1日につき 40単位を加算)
認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算)
認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 150単位を加算) (1月につき 120単位を加算)

(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ナ 看護マネジメント加算	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算)
	(2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)

ラ 排せつ支援加算	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)

△ 自立支援促進加算 (1月につき 280単位を加算)

ウ 科学的介護推進体制加算	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 50単位を加算)

（入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）

ノ 高齢者施設等感染対策向上に加盟	(1) 高齢者施設等感染対策向上に加盟(Ⅰ) (1月につき 10単位を加盟)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上に加盟(Ⅱ) (1月につき 5単位を加盟)

新規感染症等施設整備費		(1月に1回、連続する5日を1年度として、240単位を算定)
ク 生産性向上促進体制加算	(1) 生産性向上促進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上促進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)

ヤ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

[illegible]

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介持職員等第2次増加倍加賃(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

[illegible]

注：ターミナル アップ加工	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養室を確保した日の場合	(1日につき 72 時間分を加算)
		療養室が確保し得ない場合	(1日につき 84 時間分を加算)
	(2) 死亡日以前46日以上30日以下	療養室を確保し得ない場合	(1日につき 160 時間分を加算)
		療養室を確保した日の場合	(1日につき 160 時間分を加算)
	(3) 死亡日以前27日又は日	療養室を確保し得ない場合	(1日につき 910 時間分を加算)
		療養室を確保した日の場合	(1日につき 850 時間分を加算)
	(4) 死亡日	療養室を確保し得ない場合	(1日につき 1,900 時間分を加算)
		療養室を確保した日の場合	(1日につき 1,700 時間分を加算)

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)	
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 67単位を加算)	
ハ 短期加算	(1) 短期加算(Ⅰ)	(1日につき 60単位を加算)	
	(2) 短期加算(Ⅱ)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 退所時等情報連携加算			退所時等情報連携加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度として70単位を加算)
ホ 再入所時等支援加算(Ⅱ2)			再入所時等支援加算(Ⅱ2) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅰ)(Ⅱ2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅱ)(Ⅱ2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ト 退所時等支援加算(Ⅱ2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時加算	退所時等支援加算(Ⅱ2) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
		退所時情報提供加算(Ⅰ)	退所時情報提供加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
		退所時情報提供加算(Ⅱ)	退所時情報提供加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
		退所時情報提供加算(Ⅲ)	退所時情報提供加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
	(2) 訪問看護加算	訪問看護加算(Ⅰ)	訪問看護加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
		訪問看護加算(Ⅱ)	訪問看護加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携する等時加算	施設・診療所等と連携する等時加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	施設・診療所等と連携する等時加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	施設・診療所等と連携する等時加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
リ 療養マネジメント強化加算			療養マネジメント強化加算(Ⅰ) (1日につき 11単位を加算)
ヌ 緩和ケア加算(Ⅱ2)			緩和ケア加算(Ⅱ2) (1日につき 25単位を加算)
ル 緩和ケア加算(Ⅱ2)	(1) 緩和ケア加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	緩和ケア加算(Ⅱ2) (1日につき 25単位を加算)
	(2) 緩和ケア加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
ヲ ロ症候安全管理加算(Ⅱ2)	(1) ロ症候安全管理加算(Ⅰ)	(1月につき 50単位を加算)	ロ症候安全管理加算(Ⅱ2) (1日につき 110単位を加算)
	(2) ロ症候安全管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
フ 療養加算			療養加算(Ⅰ) (1日につき 6単位を加算)
カ 在宅療養支援加算			在宅療養支援加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算)
コ カサワツバタ医療連携加算(Ⅱ2)	(1) カサワツバタ医療連携加算(Ⅰ)	カサワツバタ医療連携加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	カサワツバタ医療連携加算(Ⅱ2) (1日につき 10単位を加算)
	(2) カサワツバタ医療連携加算(Ⅱ)	カサワツバタ医療連携加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
	(3) カサワツバタ医療連携加算(Ⅲ)	カサワツバタ医療連携加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
	(4) カサワツバタ医療連携加算(Ⅳ)	カサワツバタ医療連携加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
タ 緊急時治療加算	(1) 緊急時治療加算	緊急時治療加算(Ⅰ) (1月につき510単位を加算)	緊急時治療加算(Ⅱ) (1月につき510単位を加算)
	(2) 特定治療	特定治療加算(Ⅱ) (1月につき510単位を加算)	
レ 所定定数施設療養加算(Ⅱ2)	(1) 所定定数施設療養加算(Ⅰ)	(1月につき107単位を加算)	所定定数施設療養加算(Ⅱ2) (1日につき107単位を加算)
	(2) 所定定数施設療養加算(Ⅱ)	(1月につき107単位を加算)	
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
ヅ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)	認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)	
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合	認知症行動・心理状態緊急対応加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	認知症行動・心理状態緊急対応加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
	療養型老健の場合	認知症行動・心理状態緊急対応加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
セ シンビデーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ2)	(1) シンビデーションマネジメント計画情報加算(Ⅰ)	(1月につき 53単位を加算)	シンビデーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ2) (1日につき 10単位を加算)
	(2) シンビデーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	(1月につき 53単位を加算)	
タ 看護マネジメント加算(Ⅱ2)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)	看護マネジメント加算(Ⅱ2) (1日につき 10単位を加算)
	(2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
ム 療養支援加算(Ⅱ2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	療養支援加算(Ⅱ2) (1日につき 10単位を加算)
	(2) 療養支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 療養支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
ウ 自立支援促進加算(Ⅱ2)			自立支援促進加算(Ⅱ2) (1月につき 300単位を加算)
キ 科学的介護連携加算(Ⅱ2)	(1) 科学的介護連携加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	科学的介護連携加算(Ⅱ2) (1日につき 60単位を加算)
	(2) 科学的介護連携加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
ノ 安全対策体制加算(Ⅱ2)			安全対策体制加算(Ⅱ2) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
キ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)	
ク 転倒・転落予防加算			転倒・転落予防加算(Ⅰ) (1月につき 240単位を加算)
ヤ 生活性向上推進加算	(1) 生活性向上推進加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	生活性向上推進加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
	(2) 生活性向上推進加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 8単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 100単位を加算)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 100単位を加算)	
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 100単位を加算)	
	(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 100単位を加算)	
	(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 100単位を加算)	
	(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	介護職員処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 100単位を加算)	
	(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	介護職員処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 100単位を加算)	
	(11) 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	介護職員処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 100単位を加算)	
	(12) 介護職員処遇改善加算(Ⅻ)	介護職員処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 100単位を加算)	
	(13) 介護職員処遇改善加算(Ⅼ)	介護職員処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 100単位を加算)	
	(14) 介護職員処遇改善加算(Ⅽ)	介護職員処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 100単位を加算)	
	(15) 介護職員処遇改善加算(Ⅾ)	介護職員処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき 100単位を加算)	
	(16) 介護職員処遇改善加算(Ⅿ)	介護職員処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき 100単位を加算)	
	(17) 介護職員処遇改善加算(ⅰ)	介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(18) 介護職員処遇改善加算(ⅱ)	介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	
	(19) 介護職員処遇改善加算(ⅲ)	介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 100単位を加算)	
	(20) 介護職員処遇改善加算(ⅳ)	介護職員処遇改善加算(ⅳ) (1月につき 100単位を加算)	
	(21) 介護職員処遇改善加算(ⅴ)	介護職員処遇改善加算(ⅴ) (1月につき 100単位を加算)	
	(22) 介護職員処遇改善加算(ⅵ)	介護職員処遇改善加算(ⅵ) (1月につき 100単位を加算)	
	(23) 介護職員処遇改善加算(ⅶ)	介護職員処遇改善加算(ⅶ) (1月につき 100単位を加算)	
	(24) 介護職員処遇改善加算(ⅷ)	介護職員処遇改善加算(ⅷ) (1月につき 100単位を加算)	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(Ⅱ2)を適用しない。
※ 療養費減額対象施設認定申請については、療養費の予定及びその延の防止のための指針の整備及び療養費に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

[illegible]

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき +30単位)			
チ 退所時栄養情報連携加算 (1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算（※2） (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 退所時指導等加算（※2）	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		c 退所時指導加算 (400単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		d 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算(Ⅰ) (500単位)	注 併せ介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		e 退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位)	注 併せ介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
テ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ト 経口移行加算（※2） (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算（※2）	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
コ 口腔衛生管理加算（※2）	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		
タ 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
レ 在宅復帰支援機能加算（※2） (1日につき 10単位を加算)			
ソ 特別診療費（※2）			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ウ 排せつ支援加算（※2）	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)			
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
オ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)			
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

コ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5)／1000	※ 所定単位数は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3)／1000	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2)／1000	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×1)／1000	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十七) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十八) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(十九) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十一) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十二) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十三) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十四) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十五) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十六) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十七) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十八) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(二十九) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(三十) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 業務経緯統計面未算定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。